

無料相談

①遺言などの無料相談

- 相談対象＝遺言、相続、高齢者などの財産管理、離婚時の契約など
- 日時＝8/3(日) 8:00～12:00まで
- 場所＝日南公証役場(日南市戸高1丁目3-2)
- その他＝平日に事前の電話受付をいたします(8:30～17:00)。
なお、相談は平日でも無料です。お気軽に電話予約してお越しください。
- 問 日南公証役場 ☎23-5430

②行政相談

- 相談対象＝行政に対する意見や要望、相談など
- 日時＝8/25(月) 9:00～12:00
- 場所＝市役所1階A会議室
- 問 市民協働課生活環境係 ☎72-1356

③法律相談

- 相談対象＝ご近所トラブル、離婚、相続、債務整理、労働問題、交通事故、会社経営など
- 日時＝8/8(金) 13:30～終了次第(要予約)
- 場所＝市総合保健福祉センター
- 問 串間市社会福祉協議会 ☎72-6943

④人権相談

- 相談対象＝セクハラ、パワハラ、家庭内暴力、体罰、いじめ、誹謗中傷、差別など
- 日時・場所
 - ①8/18(月) 10:00～15:00 市役所地下D会議室
 - ②9/8(月) 10:00～15:00 本城支所
- 問 総務課総務係 ☎72-4557

⑤年金相談

- 相談対象＝老齢、障害、遺族など

の年金請求

- 日時・場所
 - ①8/7(木) 10:00～15:00 市役所1階A会議室
 - ②9/4(木) 10:00～15:00 市役所1階A会議室
- その他＝事前に都城年金事務所へ予約(1カ月前から可)が必要です。予約の際、持参するものの確認をお願いします。
- ※予約受付時間＝平日8:30～17:15
- 問 市民協働課市民係 ☎72-1117 / 都城年金事務所 ☎0986-23-2571

⑥消費者生活巡回相談

- 相談対象＝消費者トラブル(商品、訪問販売、契約など)に関する相談
- 日時＝8/19(火) 10:00～15:00
- 場所＝市民協働課市民相談室
- その他＝事前(前週金曜日の16:00まで)に電話予約が必要です。
- 問 日南串間消費者生活センター ☎23-4390

警察署だより

問 串間警察署 ☎72-0110 警察安全相談#9110

「改正戸籍法施行」詐欺にご注意ください

2025年5月26日 改正戸籍法施行

2025年5月以降、戸籍に記載する予定の氏名のフリガナが通知されます

フリガナが誤っている場合は届け出をしてください

届け出に手数料はかかりません

通知されたフリガナが誤っている場合は必ず届け出る必要がありますが、このフリガナの届け出に手数料はかかりません。

届け出をしなくても罰則はありません

届け出をしなくても、通知された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。



詐欺にご注意ください

フリガナの届け出に当たって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません



コセキツネ

不審に思ったら…

- ・お住まいの市町村担当窓口
 - ・最寄りの警察署または警察相談専用電話#9110
 - ・消費者ホットライン188(いやや!)
- ※お近くの消費生活センターなどをご案内します

令和7年度串間市職員採用試験【B日程】を実施します

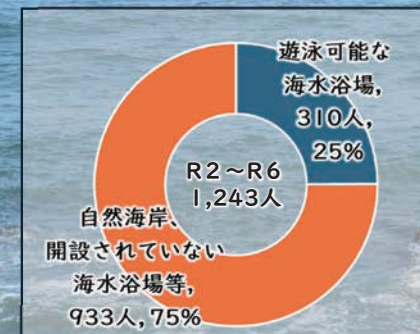
- 試験区分＝一般事務(初級試験)、建築技師(上級、初級試験)、土木技師(上級、初級試験)、消防士試験
- 申込方法＝申込書および面接カードの提出
- 受付締切＝8/29(金) 17:15まで

B日程の1次試験では、全職種共通で基礎能力試験、性格検査(SCOA-A・B)、消防士試験では加えて適性検査、実技試験を実施いたします。詳細は、市公式サイトでご確認ください。
※A日程との併願はできません。

問 総務課職員係 ☎72-4558

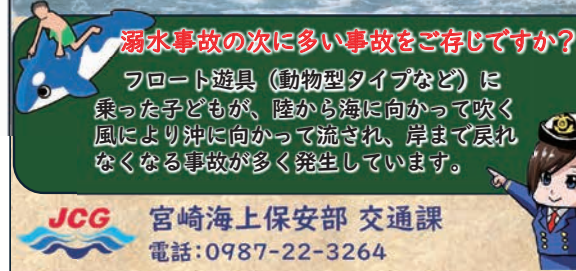
海水浴場以外で

泳がないで!



遊泳中の事故の約7割は海水浴場以外で起きています。

遊泳する際は、監視員やライフセーバーが常にいる海水浴場などの管理された場所で楽しみましょう。



海水浴場などでフロート器具を使用する際は、常に子どもたちから目を離さないようにお願いします。

ウォーターセーフティガイド(遊泳編)

遊泳中の事故を防止するための安全情報サイト

Water Safety Guide

海の安全情報

全国各地の灯台等で観測した風向、風速などの「海の安全情報」をリアルタイムに提供しています。

パソコン用 スマートフォン用

年金トピック

付加保険料で将来の年金額を増やしませんか

付加保険料とは、国民年金第1号被保険者が定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を上乗せして納付すると、将来受け取る年金の受給額を増やすことができる制度です。付加年金額(年額)として「200円×付加保険料納付月数」で計算され、老齢基礎年金に上乗せされます。年金を2年以上受け取ると、納めた保険料以上の金額が受け取れます。※保険料の免除を受けている方や国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることができません。

国民年金保険料の前納制度について

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べ2年前納なら1万5,670円、1年前納なら3,730円、6カ月前納でも850円の割引になります。

また、口座振替を利用して保険料を前納した場合、毎月払いと比べ2年前納なら1万7,010円、1年前納なら4,400円、6カ月前納でも1,190円の割引となり、大変お得です。それぞれ申し込み期限が異なりますので詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 市民協働課市民係 ☎72-1117(内線225・226) / 都城年金事務所 ☎0986-23-2571